

電波法一部改正に伴う電気通信紛争処理マニュアル等の改定について

1. 概要

電気通信紛争処理委員会では、円滑な紛争解決の一助として、紛争解決のための制度の手続解説、紛争処理事例等を取りまとめた「電気通信紛争処理マニュアル」を作成している。

当該マニュアルは、平成 13 年度に第 1 版を作成して以降、これまでに第 15 版（令和 2 年 12 月）まで随時改定を重ねてきた。

今般、「電波法及び放送法の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 63 号。以下「改正電波法」という。）が令和 4 年 6 月 10 日に公布された。本改正では、携帯電話等周波数の再割当てを行う場合において、新たに周波数の再割当てを受けた携帯電話等事業者が、既存免許人の移行費用を負担する終了促進措置の活用を可能とするとともに、事業者間の終了促進措置に係る協議が調わない場合、電気通信紛争処理委員会に対するあっせん・仲裁の申請を可能としている。

よって、本改正に伴う当該マニュアル改定を行うとともに、その他関係資料の現行化を行うこととしたい。

2. 電気通信紛争処理委員会に係る政省令及び委員会決定の一部改正

- (1) 電気通信紛争処理委員会令（平成 13 年政令第 362 号）の一部（案）
 - ・電波法改正に伴う条ズレ等
 - ・他の政令とともに、改正電波法の施行の日（公布日から 9 月を超えない範囲）に合わせて施行予定
- (2) 電気通信紛争処理委員会手続規則（平成 13 年総務省令第 154 号）（※別紙参照）
 - ・電波法改正に伴うあっせん及び仲裁各申請書様式の一部改正（案）
 - ・意見募集：令和 4 年 7 月 8 日～8 月 8 日
 - ・他の省令・関係告示とともに官報掲載（予定）
- (3) 電気通信紛争処理委員会運営規程（平成 13 年電気通信事業紛争処理委員会決定第 1 号）の一部（案）
 - ・電波法改正に伴う条ズレ等
 - ・9 月頃委員会決定（予定）

3. 電気通信紛争処理マニュアルの主な改定内容

- (1) 電波法改正に関する解説の追加（第 I 部 手続き解説）
 - ・終了促進措置に係るあっせん及び仲裁に関する説明
 - ・あっせん申請書様式及び仲裁申請書様式の更新

(2) 新規委員会決定の掲載

- ・ 電気通信紛争処理委員会の手続きにおける情報通信技術の利用に関する規程
- ・ 電気通信紛争処理委員会の手続のオンラインによる実施要領

(3) その他関係資料の現行化

4. 今後のスケジュール

事務局から委員・特別委員にメールにて内容をご確認いただき、改正電波法の施行の日付けで改定し、総務省ホームページに掲載予定。

(以 上)

電波法一部改正に伴う省令等の改正(案)について (終了促進措置の導入に係る委員会規則等の改正(案))

1. 委員会規則改正案の主なポイント

○ 委員会規則における、あっせん・仲裁の申請様式の一部改正(案)

・ 様式第2(第4条第2項関係) ▣ あっせん申請関係(電波法本則改正に伴う申請様式の改正(案))

改正案	現 行						
<p><u>(契約(注1))</u>に関する協議が不調のため、<u>電波法(関連条項(注1))</u>の規定により、次のとおりあっせんに申請します。</p> <p>[表略]</p> <p>注1 次の区分により、該当する契約及び電波法の関連条項を記載すること。</p> <table border="1"><thead><tr><th>契約</th><th>関連条項</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>無線局の開設又は無線局に関する事項の変更による混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約</u></td><td><u>第27条の38第1項</u></td></tr><tr><td><u>終了促進措置に関する契約</u></td><td><u>第27条の38第2項</u></td></tr></tbody></table> <p>2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列4番とすること。</p>	契約	関連条項	<u>無線局の開設又は無線局に関する事項の変更による混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約</u>	<u>第27条の38第1項</u>	<u>終了促進措置に関する契約</u>	<u>第27条の38第2項</u>	<p><u>電波法第27条の35第1項に規定する契約</u>に関する協議が不調のため、同項の規定により、次のとおりあっせんに申請します。</p> <p>[表同左]</p> <p>[新設]</p> <p>注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列4番とすること。</p>
契約	関連条項						
<u>無線局の開設又は無線局に関する事項の変更による混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約</u>	<u>第27条の38第1項</u>						
<u>終了促進措置に関する契約</u>	<u>第27条の38第2項</u>						

・ 様式第5(第5条第2項関係) ▣ 仲裁申請関係(電波法本則改正に伴う申請様式の改正(案))

改正案	現 行																
<p><u>(契約(注1))</u>に関する協議が不調のため、<u>電波法第27条の38第4項</u>の規定により、次のとおり仲裁を申請します。</p> <table border="1"><tbody><tr><td>当事者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所</td><td></td></tr><tr><td>仲裁判断を求める事項(注2)</td><td></td></tr><tr><td>協議の不調の理由及び協議の経過</td><td></td></tr><tr><td>その他参考となる事項</td><td></td></tr></tbody></table>	当事者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所		仲裁判断を求める事項(注2)		協議の不調の理由及び協議の経過		その他参考となる事項		<p><u>電波法第27条の35第1項に規定する契約</u>に関する協議が不調のため、<u>同条第3項</u>の規定により、次のとおり仲裁を申請します。</p> <table border="1"><tbody><tr><td>当事者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所</td><td></td></tr><tr><td>仲裁判断を求める事項(注1)</td><td></td></tr><tr><td>協議の不調の理由及び協議の経過</td><td></td></tr><tr><td>その他参考となる事項</td><td></td></tr></tbody></table>	当事者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所		仲裁判断を求める事項(注1)		協議の不調の理由及び協議の経過		その他参考となる事項	
当事者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所																	
仲裁判断を求める事項(注2)																	
協議の不調の理由及び協議の経過																	
その他参考となる事項																	
当事者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所																	
仲裁判断を求める事項(注1)																	
協議の不調の理由及び協議の経過																	
その他参考となる事項																	

改正案 (続き)	現 行 (続き)			
<p>注1 次の区分により、該当する契約を記載すること。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">契 約</td> </tr> <tr> <td>無線局の開設又は無線局に関する事項の変更による混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約</td> </tr> <tr> <td>終了促進措置に関する契約</td> </tr> </table> <p>2 協議の相手方である当事者が当該協議に関して既に仲裁の申請を行っており、その旨の通知が電気通信紛争処理委員会からあった場合には、当該協議の合い低である当事者の仲裁判断を求める事項に対する答弁書を記載すること。</p> <p>3 [略]</p>	契 約	無線局の開設又は無線局に関する事項の変更による混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約	終了促進措置に関する契約	<p>【新設】</p> <p>注1 協議の相手方である当事者が当該協議に関して既に仲裁の申請を行っており、その旨の通知が電気通信紛争処理委員会からあった場合には、当該協議の合い低である当事者の仲裁判断を求める事項に対する答弁書を記載すること。</p> <p>2 [略]</p>
契 約				
無線局の開設又は無線局に関する事項の変更による混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約				
終了促進措置に関する契約				

2. その他参考となる主な省令改正案事項

(1)電波法施行規則の一部改正(案) ▫同法施行規則別表第2号の2の3の改正

- ・第11条の2の3(終了促進措置のために提供する情報) ▫終了促進措置のために提供する情報の変更
総務大臣は、終了促進措置を行おうとする者の求めに応じ、当該終了促進措置を行うために必要な限度において、無線局に関する事項に係る情報であって総務省令で定める事項(施行規則第 11 条の2の3)を提供することができる(電波法第 25 条第2項)。

改正案		現 行	
対象となる無線局	情報提供項目	対象となる無線局	情報提供項目
開設指針において定める	1～4 [略]	開設指針において定める	1～4 [略]
終了促進措置に係る無線局(以下略)	5 無線局設備の設置場所(注4)(注5) 6～9 [略]	終了促進措置に係る無線局(以下略)	5 無線設備の設置場所(注4)(注5) 6～9 [略]
<p>注1 氏名については、請求者が認定開設者(法第 27 条の 15 第3項に規定する認定開設者をいう。以下同じ。)である場合に限り、提供する。</p> <p>[2～4 略]</p> <p>5 既設電気通信業務用基地局の場合にあつては、原則として都道府県名及び市区町村名に限り提供する。</p> <p>[6～8 略]</p>		<p>注1 氏名については、請求者が認定開設者(法第 27 上の 14 第3項に規定する認定開設者をいう。以下同じ。)である場合に限り、提供する。</p> <p>[2～4 略]</p> <p>【新設】</p> <p>[5～8 略]</p>	

(2)無線局運用規則の一部改正(案)

・妨害の防止又は終了促進措置の協議

改 正 案	現 行
<p>(妨害の防止 又は終了促進措置の協議)</p> <p>第四条の二 無線局の免許人等は、法第二十七条の三十八 第一項 又は第二項 に規定する協議の申入れがあつたときは、電波の公平かつ能率的な利用を確保する見地から、誠実に協議を行うとともに、相当の期間内に当該協議が調うよう努めなければならない。</p>	<p>(妨害の防止の協議)</p> <p>第四条の二 無線局の免許人等は、法第二十七条の三十五 第一項 _____ に規定する協議の申入れがあつたときは、電波の公平かつ能率的な利用を確保する見地から、誠実に協議を行うとともに、相当の期間内に当該協議が調うよう努めなければならない。</p>

(3)無線局免許手続規則の一部改正(案) ▣開設計画の様式の一部変更(改正)

- 改正電波法(第27条の14第2項第5号)において、開設計画の記載事項として、「**接続・卸役務提供の促進に関する措置その他の電波の公平な利用を確保するための措置として講ずる予定のもの**」が追加されたことに伴い、**開設計画の様式(無線局免許手続規則別表第8号の2)の一部を変更(改正)**。

(改正電波法条文)(抄)

(開設計画の認定)

第二十七条の十四(略)

- 2 開設計画には、次に掲げる事項(電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る開設計画にあつては第十号及び第十一号に掲げる事項、移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画にあつては第五号、第九号及び第十三号に掲げる事項を除く。)を記載しなければならない。

一～四(略)

五 接続・卸役務提供の促進に関する措置その他の電波の公平な利用を確保するための措置として講ずる予定のもの

六～十四(略)

3～9(略)